

## 第14回協議会 協議第8号

### 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目番号	14	慣行の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 市章については、公募等により合併時まで決定する。</li><li>2 市民憲章及び市の花、木、鳥については、新市発足後1年以内を目安として公募等により決定する。</li><li>3 各種宣言については、新市において定める。</li><li>4 表彰については、表彰期日を統一し、表彰基準を合併時まで再編する。ただし、新たな基準による表彰は、合併の翌年度から適用する。</li><li>5 3市町の名誉市町民については、現行のまま引継ぎ、名誉市民制度については、新市において調整する。</li></ol>		

平成16年11月25日 提出




南相馬合併協議会

会長 渡辺一成

平成16年 月 日 確認

# 南相馬合併協議会協定項目調整内容

参考資料

協定項目	慣行の取扱い			
調整方針	1 市章については、公募等により合併時まで決定する。 2 市民憲章及び市の花、木、鳥については、新市発足後1年以内を目安として公募等により決定する。 3 各種宣言については、新市において定める。 4 表彰については、表彰期日を統一し、表彰基準を合併時まで再編する。ただし、新たな基準による表彰は、合併の翌年度から適用する。 5 3市町の名誉市町民については、現行のまま引継ぎ、名誉市民制度については、新市において調整する。			
3 市 町 の 現 況				
区 分	小高町	鹿島町	原町市	備 考
市 町 村 章	町章（昭和49年7月1日）    【説明】 小高の「小」の字を図案化したもので、旧1町2ヶ村（福浦村、金房村、小高町）相提携し和合共同の実を上げ、大きい輪は産業を二つの小さい輪は文化と教育を表現している。	町章（昭和38年3月30日）    【説明】 力を図案化し、協和と躍進を表現。	市章（昭和33年3月17日）    【説明】 原町市の「原」を図案化し、円外の角は、旧1町4ヶ村の発展を象徴したものである。	

区 分	小高町	鹿島町	原町市	備 考
市町村民憲章	<p>町民憲章（昭和58年10月28日）</p> <p>【主な内容】 美しくまたきびしい自然、そのなかで人びとは歴史をつくり文化を育て、こまやかな人情を伝えてきました。 いま、私たちはそれを正しく受け継ぎ、平和で希望に満ちたまちの発展をねがい、日常の心構えとしてこの憲章を定めます。</p> <p>1 明るいあいさつをかわし、心のつながりをひろめます。 1 互いにきまりを守り、ひとに迷惑をかけないようにつとめます。 1 からだをきたえ、よく働き、楽しい家庭をつくります。 1 花を愛し木を育て、自然と調和したきれいなまちをつくります。 1 いつも生きがいを求め、力をあわせて、文化のまちをつくります。</p>	<p>町民憲章（昭和59年10月20日）</p> <p>【主な内容】 わたくしたちは、美しい阿武隈の山なみ、豊かな真野川、広い太平洋に育まれた鹿島町民です。 万葉の里に誇りと喜びをもち輝かしい歴史と伝統を受け継ぎ明日にむかって伸びゆくまちづくりの道しるべとして、ここに町民憲章をさだめます。</p> <p>1 自然を大切に、清潔で美しい町をつくりましょう。 1 心とからだをきたえ、健康で明るい町をつくりましょう。 1 仕事に誇りと喜びをもち、豊かな町をつくりましょう。 1 きまりを守りお互いに助け合い、住みよい町をつくりましょう。 1 万葉の里を愛し、香り高い文化の町をつくりましょう。</p>	<p>市民憲章（昭和44年11月3日）</p> <p>【主な内容】 私たちは、伝統を誇る野馬追と美しい自然をもつ原町市民です。 みんな心を合わせ、平和で豊かな郷土を作りましょう。</p> <p>1 楽しく働き、豊かなしらしを築きましょう。 1 きまりを守り、明るい社会をつくりましょう。 1 教養を深め、文化のまちをつくりましょう。 1 子供を愛し、伸びゆく力を育てましょう。 1 環境をととのえ、美しいまちをつくりましょう。</p>	
市町の花・木・鳥	<p>1 . 花 【指定年月日】 昭和58年10月28日 【指定した花】 紅梅</p> <p>2 . 木 【指定年月日】 昭和58年10月28日 【指定した木】 あすなる</p> <p>3 . 鳥 【指定年月日】 昭和58年10月28日 【指定した鳥】 うぐいす</p>	<p>1 . 花 【指定年月日】 昭和59年10月20日 【指定した花】 マルバシャリンバイ</p> <p>2 . 木 【指定年月日】 昭和59年10月20日 【指定した木】 ケヤキ</p> <p>3 . 鳥 【指定年月日】 昭和59年10月20日 【指定した鳥】 ウグイス</p>	<p>1 . 花 【指定年月日】 昭和39年6月30日 【指定した花】 白ゆり</p> <p>2 . 木 【指定年月日】 昭和58年9月22日 【指定した木】 けやき</p> <p>3 . 鳥 【指定年月日】 昭和58年9月22日 【指定した鳥】 ひばり</p>	

区 分	小高町	鹿島町	原町市	備 考
宣 言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公明選挙都市宣言 （昭和38年1月23日）</li> <li>・交通安全都市宣言 （昭和38年6月15日）</li> <li>・明るく健康なふるさとづくり の宣言 （昭和56年3月24日）</li> <li>・暴力追放宣言 （平成2年9月28日）</li> <li>・ゆとり宣言 （平成2年9月28日）</li> <li>・非核平和宣言 （平成4年3月27日）</li> <li>・シートベルト着用推進の町宣 言 （平成5年3月26日）</li> <li>・お年寄りにやさしい町づくり 交通安全宣言 （平成8年9月25日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全都市宣言 （昭和37年6月8日）</li> <li>・非核平和宣言 （昭和61年3月25日）</li> <li>・ゆとり宣言 （平成2年9月26日）</li> <li>・暴力追放宣言 （平成2年9月26日）</li> <li>・コメ・輸入自由化反対宣言 （平成2年9月26日）</li> <li>・シートベルト着用推進の町 宣言 （平成5年3月22日）</li> <li>・お年寄りにやさしい町づくり 交通安全宣言 （平成8年9月27日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全都市宣言 （昭和36年12月15日）</li> <li>・公明選挙推進都市宣言 （昭和39年7月4日）</li> <li>・明るく正しい選挙推進都市宣 言 （昭和40年6月29日）</li> <li>・核兵器廃絶平和都市宣言 （昭和60年12月23日）</li> <li>・暴力追放都市宣言 （平成元年12月20日）</li> <li>・ゆとり宣言 （平成2年6月21日）</li> <li>・シートベルト着用推進都市宣 言 （平成5年3月19日）</li> <li>・生涯学習都市宣言 （平成5年12月20日）</li> <li>・高齢者にやさしいまちづくり 交通安全宣言都市 （平成8年12月20日）</li> <li>・納税完納と青色申告宣言都市 （昭和54年12月22日）</li> </ul>	

区 分	小高町	鹿島町	原町市	備 考
市町村表彰	<p>【目的】 本町の町政の進展と公共の福祉に貢献し、その功労が特に顕著であって、他の模範となるものを表彰する。</p> <p>【内容】 毎年11月3日に(11月第2週目の土日)あわせて実施している。表彰は表彰状と記念品を授与する。</p> <p>【事務手順】 表彰審査会の開催 被表彰者の推薦依頼 審査会で候補者を審査し、被表彰者を決定する。 被表彰者及び来賓への案内状の送付 表彰状及び記念品の準備 式次第等の作成 式会場の手配 式典 式典：総務課職員で対応</p>	<p>【目的】 本町の町政の進展と公共の福祉に貢献し、その功労が特に顕著であって、他の模範となるものを表彰する。</p> <p>【内容】 毎年、条例上、原則11月3日に行うこととなっている。表彰は、表彰状と記念品を授与する。</p> <p>【事務手順】 表彰審査会の開催 被表彰者の推薦依頼 審査会で候補者を審査し、被表彰者を決定する。 被表彰者及び来賓への案内状の送付 表彰状及び記念品の準備 式次第等の作成 式会場の手配 式典 式典：総務財政G職員で対応</p>	<p>【目的】 本市の行政、教育、文化、産業、経済、保健衛生、社会福祉、風水害及び火災の防護について特に顕著な功績のあったもの及びその他市民の模範とすべき篤行者を表彰する。</p> <p>【内容】 毎年11月3日を基準日として実施している。表彰は、表彰状と記念品を授与する。また市の公益のために多額の金品を寄附した者については、随時感謝状を授与する。</p> <p>【事務手順】 表彰審査会の開催 被表彰候補者の推薦依頼 1回目の審査会で表彰実施要綱を作成し、それにより推薦依頼感謝状を授与する。、2回目の審査会で推薦された候補者を審査し、被表彰者を決定する。 被表彰者及び来賓への案内状の送付 表彰状及び記念品の準備 式次第等の作成 式会場の手配 式典 昼食会 式典：秘書課職員で対応</p>	

区 分	小高町	鹿島町	原町市	備 考
<p>名誉市町村民表彰</p>	<p><b>【目的】</b>  本町に縁故のある者で、広く社会文化の興隆に尽し、町民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認める者に称号を贈りその功績と栄誉をたたえ、もって町民の社会文化興隆に対する意欲の高揚を図ることを目的とする。</p> <p><b>【決定の方法】</b>  町長が議会の同意を得て決定する。</p> <p><b>【顕彰】</b>  名誉町民証及び名誉町民章を贈り、その功績を公表して顕彰する。</p> <p><b>【待遇及び特典】</b>  ・町が行う重要な式典への招待  ・その他町長が認めた特典の付与又は礼遇</p> <p>選考委員会なし  名誉町民 1 人</p>	<p><b>【目的】</b>  社会文化の興隆に尽くし、町民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認める者を鹿島町名誉町民に推載し、その栄誉と功績をたたえ、もって町民の社会文化の振興に対する意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p><b>【推挙の方法】</b>  名誉町民は町長の推薦により町議会の同意を得て推挙する。</p> <p><b>【顕彰】</b>  名誉町民には、町長の推載状をもって称号を贈り、顕彰するとともにひろく公示する。</p> <p><b>【待遇】</b>  名誉町民に対しては、次の待遇を与えるものとする。  ・町の公の式典への参列  ・その他適当な特典の付与又は礼遇</p> <p>鹿島町名誉町民選考委員会  名誉町民 2 人</p>	<p>制度なし</p>	